平成２９年（フ）第１３９号
沖縄県うるま市字大田580番地１
破産者　株式会社日苑
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２０８３号
東京都目黒区中根２丁目13番11号
破産者　株式会社サンルイ
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町815番地
破産者　株式会社不二商
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５３号
栃木県栃木市岩舟町静和2101番地８　ヴィラルミエール　Ｂ－101号、従前の住所栃木県小山市扶桑１丁目３番19号
破産者　鈴木　孝良
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６４１号
北九州市小倉南区企救丘３丁目14番29号
破産者　後藤　　宏
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２８号
神奈川県横須賀市岩戸４丁目24番９号、開始決定時の住所静岡県御殿場市東田中1888番地の55
破産者　川崎　一維
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２００号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目６番41－303号
破産者　芝田美千代
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４５号
大阪府池田市神田１丁目10－19、開始決定時大阪府豊能郡能勢町平通101番地の725
破産者　濵田　英男
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５５号
大阪府高槻市東五百住町３丁目７番15号
破産者　横山　　稔
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４３号
大阪府東大阪市末広町３番４号　プレアール末広　405、前住所大阪府東大阪市日下町８丁目３番28号
破産者　樋口　幸宏
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８３号
堺市南区庭代台２丁10－10号棟203号室、開始決定時の住所大阪府富田林市五軒家２丁目14番12号
破産者　清水　　繁
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
大阪府羽曳野市東阪田484番地の10、開始決定時の住所奈良県大和高田市昭和町８番11－129号　朝日プラザイーストウイング（前々住所）大阪府富田林市川面町１－７－25　センチュリー林301
破産者　福井　茂夫
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
長野県飯田市白山町３丁目東７番地１（飯田広告マンション２・302号）
破産者　小野　美惠
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２２４号
愛知県安城市桜町21番32号
破産者　内藤　華子
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
兵庫県明石市魚住町清水1871－３　明石仁十病院、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町清水1734番地の９
破産者　森　　淑子
成年後見人　小森　祐輔
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第８４７号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字後沢31番地43、従前の住所東京都葛飾区白鳥２丁目15番20－502号　レックスお花茶屋ツインレジデンスウエスト
破産者　奈良　圭祐
１　破産債権の届出期間　平成30年６月14日まで
２　一般調査期日　平成30年９月７日午前10時10分
平成30年５月15日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４１３号
愛知県春日井市中新町２丁目24番地13、従前の住所神奈川県横浜市鶴見区市場上町10コープ野村バードウッド４－205
破産者　大森　建治
１　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
２　一般調査期日　平成30年７月11日午後１時40分
平成30年５月15日
名古屋地方裁判所民事第２部